

労務通信

2017.3月号

2017年度から年金額等が変わります！



◆支給額は3年ぶりの減額

2017年度の年金額が「前年度比0.1%引下げ」と発表されました。総務省が発表した「平成28年平均の全国消費者物価指数」が前年から0.1%下落したことが年金額に反映されたものであり、3年ぶりの改定です。なお、「マクロ経済スライド」はデフレ時には見送るという規定があり、2016年度に引き続き適用されません。

2017年度の国民年金の支給額は、満額で月6万4,941円（前年度比67円減）、厚生年金の支給額は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯（40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合）で月22万1,277円（同227円減）となります。

◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

2017年度の国民年金保険料（月額）は16,490円（前年度比230円引上げ）です。2004年（平成16年）の改正で保険料を毎年280円ずつ引き上げることが定められ、2017年度はその上限（16,900円）の年度となり、同年度以降は16,900円で固定されるはずですが、前年の物価変動率や実質賃金変動率によって増減されます。

在職老齢年金は、60歳前半（60～64歳）の支給停止調整開始額（28万円）は前年度と同額ですが、支給停止調整変更額と60歳後半（65～69歳）、70歳以降の支給停止調整額については、47万円 ⇒ 46万円（前年度比1万円減）に改定となります。

◆「年金額の改定ルール」の見直し

昨年12月の臨時国会で成立した「年金制度改革関連法」には、年金支給額を賃金に合わせて引き下げる新しいルールが盛り込まれました。

この新ルールでは、現役世代の負担を重視し、物価が上がった場合でも現役世代の賃金が下がれば年金支給額を減らす仕組みで、2021年度からの実施となります。

法改正情報

◆協会けんぽの保険料率が改正されます（平成 29 年 3 月分<4 月納付分>より）。

協会けんぽより、平成 29 年度の健康保険料率及び介護保険料率が発表されました。本年 3 月分（4 月納付分）より適用されます。広島県の健康保険料率は、現行の料率が据え置きとなり **10.04%**、介護保険料率は引上げとなり、全国一律 1.58%→**1.65%**となります。各都道府県の保険料率は以下のページをご参照ください。

◎協会けんぽホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat330/sb3130/h29/290210>

◆ハラスメント対策は万全ですか？（平成 29 年 1 月 1 日より新設）

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、平成 29 年 1 月 1 日から事業主は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが義務付けられました。

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、「職場」において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されることです。

厚生労働大臣の指針に定められている、事業主が講ずべき措置のポイントは以下の通りです。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントがあってはならない旨の方針
- ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定めること。

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

● 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

- ・業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

事務所よりひとこと

◆ハラスメント規程や相談窓口を設置しましょう。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置が、平成 11 年に事業主に義務付けられましたが、未だに都道府県労働局に寄せられる相談は高止まり状況です。今回新たに、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置も事業主に義務付けられました。『職場のハラスメントは絶対に許さない！！』という事業主の方針を示し、対処方法等について規程を作成し、相談窓口を設けるなどして、労働者が能力を十分に発揮できる職場環境を作っていく必要があります。